

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

公安委員会

○宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第2号

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月19日

宮城県公安委員会委員長 鎌田 宏

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

宮城県警察組織規則(昭和37年宮城県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。
第2条第10号中「、警務企画官」を削る。

第3条第1項の表中

生活安全企画課	生活安全企画課
少年	少年

を

生活安全企画課	生活安全企画課
市民安全対策課	市民安全対策課
少年	少年

に改

め、同条第4項の表中

生活安全企画課	宮城県警察犯罪抑止対策室
	宮城県警察ストーカー・DV総合対策室

を

生活安全企画課	宮城県警察犯罪抑止対策室
---------	--------------

に、

少年課	宮城県警察少年事件特別捜査隊
-----	----------------

を

少年課	宮城県警察少年事件特別捜査隊
	少年サポーターセンター(せんたい)

に、

捜査第一課	宮城県警察性犯罪特別捜査隊
-------	---------------

を

捜査第一課	宮城県警察性犯罪特別捜査隊
捜査第二課	宮城県警察特殊詐欺対策室

に、

交通安全企画課	宮城県警察交通安全教育推進室
---------	----------------

を

交通安全企画課	宮城県警察交通事故総合分析室
---------	----------------

に改

め、同条第5項の表中

	仙台東分駐隊
--	--------

を

交通機動隊	沿岸分駐隊
	仙台東分駐隊

に改

める。

第6条生活安全企画課の項第4号中「行方不明者、めいてい者」を「酷罰者」に改め、同項第5号中「及びストーカー・DV総合対策室」を削り、同号を同項第12号とし、同項第4号の次に次の7号を加える。

- (5) 古物営業法（昭和24年法律第108号）の施行に關すること（生活環境課の所掌に係るものを除く。）。
 - (6) 質屋営業法（昭和25年法律第158号）の施行に關すること（生活環境課の所掌に係るものを除く。）。
 - (7) 警備業法（昭和47年法律第117号）の施行に關すること（生活環境課の所掌に係るものを除く。）。
 - (8) 探偵業の業務の適正化に關する法律（平成18年法律第60号。以下「探偵業法」という。）の施行に關すること（生活環境課の所掌に係るものを除く。）。
 - (9) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の施行に關すること（生活環境課及び銃器業務対策課の所掌に係るものを除く。）。
 - (10) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の施行に關すること（生活環境課及び銃器業務対策課の所掌に係るものを除く。）。
 - (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に關する法律（昭和23年法律第122号）の施行並びに公營競技を行うことを目的とする団体との連絡及び調整に關すること（少年課及び生活環境課の所掌に係るものを除く。）。
- 第6条生活安全企画課の項の次に次の1項を加える。
- 県民安全対策課
- (1) ストーカー行為等の規制等に關する法律（平成12年法律第81号）の施行に關すること。
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に關する法律（平成13年法律第31号）の施行に關すること。
 - (3) 行方不明事案の対策に關すること。
 - (4) 児童・高齢者・障害者虐待事案の対策に關すること。
 - (5) 人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案の初動対応の指導に關すること。
- 第6条少年課の項第6号中「關すること」の次に「（県民安全対策課の所掌に係るものを除く。）」

を加え、同項第7号中「少年事件特別捜査隊」の次に「及び少年サポーターセンターせんだい」を加え、同条生活環境課の項第8号中「風俗営業等の規制」を「古物営業法、質屋営業法、警備業法及び探偵業法に規定する犯罪の取締り」に改め、同項第9号中「昭和33年法律第6号）の施行」を「及び火薬類取締法に規定する犯罪の取締り」に改め、同項第10号から第13号までを削り、同項第14号を第10号とし、同項第15号を第11号とする。

第7条捜査第二課の項に次の1号を加える。

- (3) 特殊詐欺対策室の運営に關すること。

第8条交通安全課の項第1号中「及び企画」を「企画及び広報」に改め、同項第2号及び第3号を削り、同項第4号を第2号とし、同項第5号中「交通安全教育推進室」を「交通事故総合分析室」に改め、同号を同項第3号とする。

第17条第1項の表中

課	課	長	部長等の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
警務課	警務企画官		警務部長の命を受け、重要な警察運営の企画調査及び総合調整に關する事務を掌理し、警務部長を補佐する。

を

課	課	長	部長等の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
---	---	---	--------------------------------

に、

生活安全企画課	生活安全捜査指導官	生活安全企画課長の命を受け、生活安全警察の捜査の適正化等に關する事務を掌理し、生活安全企画課長を補佐する。ただし、その生活安全企画課長に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、生活安全全部長を補佐する。
---------	-----------	---

を

生活安全企画課	生活安全捜査指導官	生活安全企画課長の命を受け、生活安全警察の捜査の適正化等に關する事務を掌理し、生活安全企画課長を補佐する。ただし、その事務を掌理し、生活安全全部長を補佐する。
県民安全対策課	人身安全対策官	県民安全対策課長の命を受け、人身安全関連事案に關する事務を掌理し、人身安全対策課長を補佐する。ただし、その事務を掌理し、人身安全全部長を補佐する。

に、

銃器薬物対策課	銃器薬物捜査指導官	銃器薬物対策課長の命を受け、管理し、銃器犯罪捜査の取締りに関する事務を掌理し、組織犯罪対策局長から命せられた場合は、その事務を掌理し、組織犯罪対策局長を補佐する。
交通安全企画課	交通安全企画官	交通安全企画課長の命を受け、交通事故防止対策に関する事務等を掌理し、交通企画課長を補佐する。ただし、その事務を掌理し、交通部長を補佐する。

銃器薬物対策課	銃器薬物捜査指導官	銃器薬物対策課長の命を受け、銃器及び薬物事犯の取締りに関する事務を掌理し、銃器犯罪対策局長から命せられた場合は、その事務を掌理し、組織犯罪対策局長を補佐する。
---------	-----------	---

め、同条第2項中「宮城県警察ストーカー・DV総合対策室」を削り、「宮城県警察情報分析支援室」の次に「宮城県警察特殊詐欺対策室」を加え、「宮城県警察交通安全教育推進室」を「宮城県警察交通事故総合分析室」に改め、同条第6項の表中

科学捜査研究所	科 長	科学捜査研究所長又は学校長の命を受け、科学捜査研究所又は学校の事務を整理し、科学捜査研究所長又は学校長を補佐する。
---------	-----	---

科学捜査研究所	科 長	科学捜査研究所長又は学校長の命を受け、科学捜査研究所又は学校の事務を整理し、科学捜査研究所長又は学校長を補佐する。
交通安全企画課	交通事故分析官	交通安全企画課長の命を受け、事故分析に関する事務を整理し、交通安全企画課長を補佐する。

技 師	上司の命を受け、専門的技術をつかさどる。
事 務 員	上司の命を受け、事務の補助的業務に従事する。

技 師	上司の命を受け、専門的技術をつかさどる。
事 務 員	上司の命を受け、事務の補助的業務に従事する。

め、同条第7項中「及び少年育成官」を「少年育成官及び交通事故分析官」に改め、同条第8項中「宮城県警察健康管理センター」の次に「及び少年サポートセンターせんたい」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則の一部改正)

2 探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則（平成19年宮城県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号から別記様式第5号までの規定中「宮城県公安委員会（宮城県警察本部生活安全

部生活環境課経由）」を「宮城県公安委員会」に改める。

（警備業法施行細則の一部改正）

3 警備業法施行細則（平成20年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第4号、別記様式第6号、別記様式第9号、別記様式第14号、別記様式第17号、別記様式第20号、別記様式第22号、別記様式第25号及び別記様式第27号中「宮城県公安

委員会（宮城県警察本部生活安全部生活環境課経由）」を「宮城県公安委員会」に改める。

に改

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に